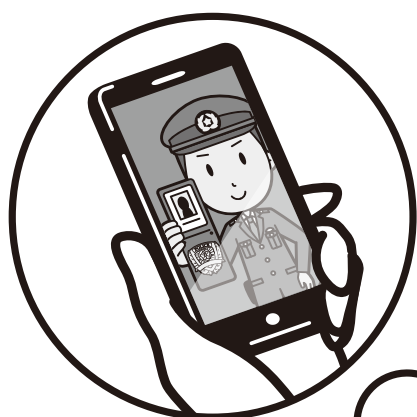


ふくいの消費生活



警察官をかたる 詐欺に ご注意ください!



県内の特殊詐欺被害については、5月末現在で認知件数が**24件**(前年同期比+16件)、被害額が**約1億2,751万円**(前年同期比+約7,074万円)と急増しており、被害者の7割が高齢者となっています。特に、警察官や検事等を名乗って電話をかけ、様々な理由を付けてお金をだまし取ろうとする手口が多発し、危機的な状況となっております。

次のページで、具体的な事例や被害を防ぐためのアドバイスを紹介しています。ぜひ、周囲の方へも広めていただき、被害を防いでいきましょう。



「気をつけよう! 見守ろう! ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます▶

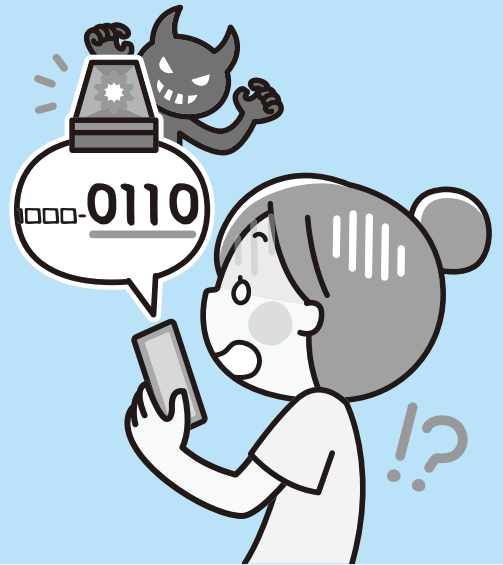
目次

- 特殊詐欺に注意!! / みんなでとめよう!! 国際電話詐欺 2、3
- エシカル消費・ふくいおもいやり消費応援団 4
- 生活関連物資の価格調査 / 家庭でできる省エネ 5
- 「令和6年度の消費生活相談の概要」をお知らせします 6
- 自宅で学べる消費生活通信セミナー / 消費者フォーラム2025 / モニターさんからの報告 7
- 専門家による消費生活相談会 / 消費生活センターのご案内 / アンケートのお願い 8

特殊詐欺に注意!!

事例 1

警察の代表電話番号から電話があり、それに出ると、警察官を名乗る人物から「あなた名義の口座が不正に開設されており、あなたも資金洗浄事件の容疑者になっている」等と告げられた。その後、SNSのビデオ通話等で、別の人物から顔写真付きの警察手帳を示された上、「口座の資金を全て確認する必要がある」「一度お金を全て振り込んでもらい、資金調査を行う必要がある」等と言われ、指示された口座にインターネットバンキングで現金250万円を振り込んだ。



アドバイス

- 警察がSNSのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。
- 警察からと思われる番号でも、所属や担当者名等を聞いたうえでいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べたうえで相談しましょう。
- 警察からの電話であっても、簡単に信用せず、絶対に相手に個人情報を与えないでください。

国際電話番号を国内電話番号のように偽装して表示させることによって、国内からの電話だと誤認させ、電話を取らせる場合があります。

しかし、実際は国際電話番号からの電話が多いため、対策を取ることで、未然に防ぐことができます。

詳しくは次のページ⇒

事例 2

大手通信会社グループの事業者を名乗る人物から「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。



アドバイス

- コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、不明な点がある場合は、正式な連絡先を調べたうえで、改めて問い合わせましょう。
- 知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。

みんなであつめよう!!

国際電話詐欺

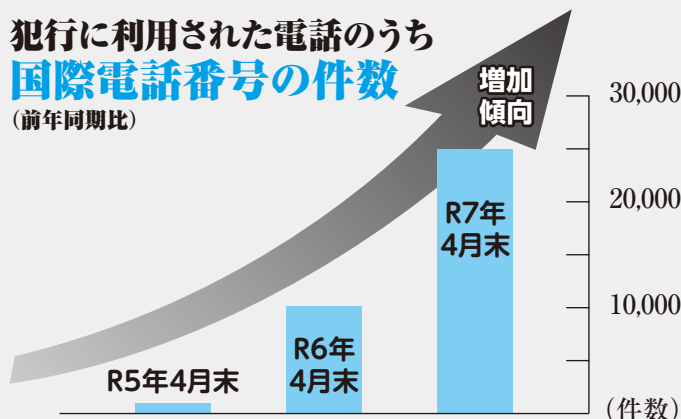
#みんなとめ

+ (国番号) から始まる
国際電話番号に注意!



詐欺の犯人は国際電話番号を使って
詐欺の電話をかけています。

犯行に利用された電話のうち
国際電話番号の件数
(前年同期比)



被害の多くは
60～80歳代



固定電話

国際電話の発信・着信は
無償で休止できます

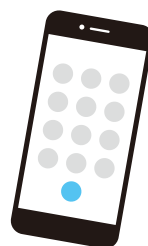
国際電話不取扱受付センター

0120-210-364

オペレータ案内 平日9:00～17:00
自動音声案内 平日・土日祝24時間

Webからの申込み

<https://www.kokusai-teishi.com/>



20～30歳代の
被害が増加

スマートフォン

- ◆携帯電話機の発信設定を正しく行いましょう。
- ◆キャリアの着信拒否サービスや電話着信規制アプリのご利用をおすすめしています。



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/international-phone/>

みんなとめ

検索



警察庁 福井県警察本部

相談は最寄りの警察署 もしくは 警察安全相談 #9110

エシカル消費について

エシカル消費とは、環境・人・社会・地域に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が、社会的な課題に気づき、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

エシカル消費の具体例

環境に配慮した消費

エコマークなど「**環境ラベル**」がついた商品を購入することや、食べられるはずの食べ物の廃棄（**食品ロス**）を減らすことで、環境保全や環境問題の解決につながります。



人・社会に配慮した消費

国際フェアトレード認証ラベルがついた商品を購入することや、障がい者の方々が生産した「**セルフ商品**」を購入することで、生産者への生活支援や社会貢献につながります。



地域に配慮した消費

地元で生産されたものを地元で消費する「**地産地消**」や、地元の伝統工芸品や被災地で生産される商品を購入する「**応援消費**」などで、地域経済の活性化や配送コストの節約などの環境負荷の軽減、被災された方の生活や復興の支援につながります。



福井県の取り組み

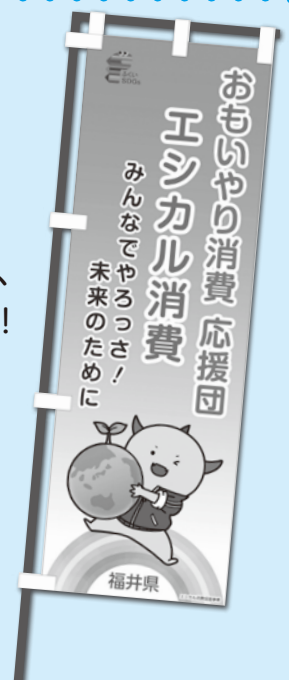
エシカル消費に関する取り組みを実践している事業者を「**ふくい おもいやり消費応援団**」として登録しています。

登録いただいた事業所・店舗には、のぼり・ステッカーが掲示されています。みなさん、ぜひ、積極的にご利用ください！



ふくい
おもいやり
消費
応援団

現在の
登録企業・取組を
ご覧いただけます。



生活関連物資の価格調査

県では、「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」に基づき、県民生活との関連性が高い物資（生活関連物資）の価格および需給の動向を把握するため、毎月県内の店舗で価格調査および店頭観察を行い、県民へ情報を提供しています。

毎月の調査結果は、福井県のホームページで見ることができます。

ホーム▶くらし・環境▶消費・生活
▶消費生活に関する普及・啓発
▶福井県 生活関連物資
価格調査結果

詳しくはこちらをご覧ください



令和7年5月調査		前月比	前年比
うるち米(コシヒカリ)		↑	↑
食パン		↓	↑
スパゲッティ		↑	↑
即席めん		↑	↓
食用油		↑	↓
みそ		→	↓
砂糖		→	↑
しょう油		↑	↓
レトルトカレー		↑	↑
まぐろ缶詰		↑	↓
LPガス		↓	↑
トイレットペーパー	古紙	↑	↑
	パルプ	↑	↑
ティッシュペーパー		↓	↑
飲料水		↑	↑

＼物価が上がっているけど、消費者の私たちはどうしたらいいの？／

節約の工夫

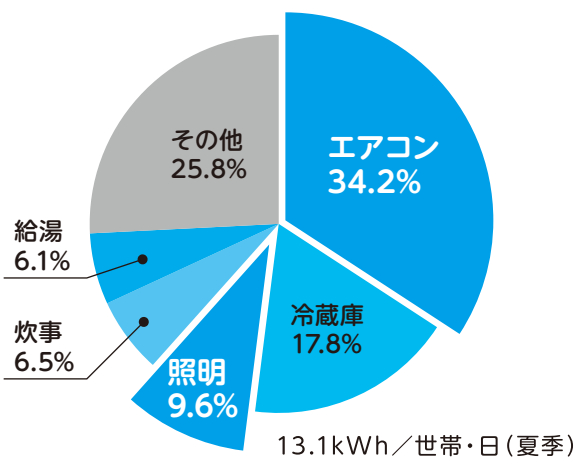
- ① メモをつくって、買いすぎ防止
- ② エコドライブの実践で、ガソリン代節約

賢い消費

- ① マイボトルを持って、エコ運動
- ② キャッシュレス決済で、ポイントの活用

無理のない省エネ節約

家庭における家電製品の一日での電力消費割合



私にもできる 夏の省エネの工夫（エアコン編）

- 無理のない範囲で設定温度を上げる
- レースのカーテンやすだれなどで日差しをカットする
- 扇風機を併用する
- フィルターをこまめに清掃する
- 室外機の周りに物を置かない

省エネ行動と省エネ効果（照明編）

● 電球形LEDランプに取り替える

白熱電球から交換

54Wの白熱電球▶7.5Wの電球形LEDランプに交換
(年間2,000時間使用)

年間で電気93.00kWhの省エネ
約**2,883円**の節約

電球形蛍光灯から交換

12Wの蛍光灯▶7.5Wの電球形LEDランプに交換
(年間2,000時間使用)

年間で電気9.00kWhの省エネ
約**279円**の節約

● 照明器具をLEDに取り替える

68Wの蛍光灯器具▶34WのLED照明器具に交換
(年間2,000時間使用)

年間で電気68.00kWhの省エネ
約**2,108円**の節約

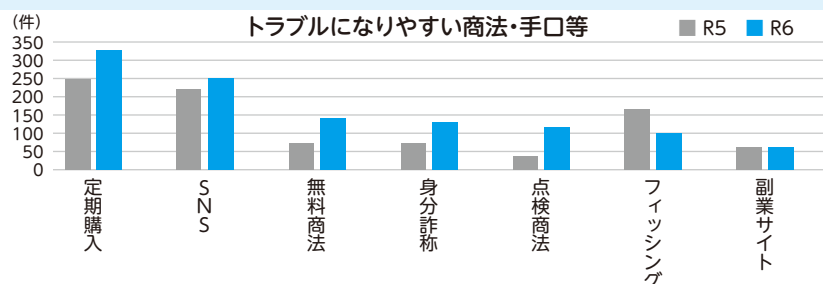
蛍光灯の製造と輸出入は、2027年末までに段階的に廃止されることが決定されています。LED照明への切り替えを検討する良いタイミングかもしれません。

出典：「省エネポータルサイト」（資源エネルギー庁）をもとに作成

令和6年度「消費生活相談の概要」をお知らせします

1 消費生活相談って？

福井県消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。



2 昨年度の主な相談状況をお知らせします

①相談件数は近年横ばい、若者からの相談は減少し高齢者からの相談は増加

福井県消費生活センターに寄せられた消費生活相談は、3,306件で、近年は3,300件前後で推移しています。若者(29歳以下)の相談は、前年度より減少していますが、高齢者(65歳以上)からの相談は増加し、相談全体の約4割を占めています。

②定期購入の相談～「申込確認画面」は保存しましょう～

「お試しのつもりが定期購入だった」など、定期購入に関する相談は330件で、前年度より増加し、相談全体の1割を占めています。中でも、50歳以上の相談件数は285件あり、前年度の211件に引き続き大半を占めています。

注意しましょう！

①最初の販売サイト

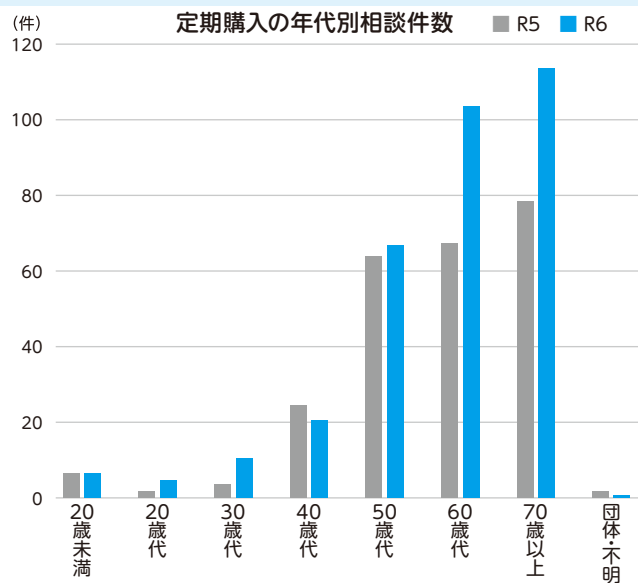
消費者が「いつでも解約可能」などと表示された“購入回数”の条件がない定期購入”に申込む。

②「特別割引クーポン」の利用を勧める画面

「注文完了画面」が表示されるが、「『特別割引クーポン』が発行されました」とも表示され、「特別割引クーポン」を利用すると商品代金が割り引きになると勧められる。消費者は商品代金の割り引きのためにクーポンを利用する。

③注文完了画面

「注文完了画面」が表示されるが、コースが変更されたことについては記載されていない。消費者が気が付かないうちに「複数回の購入が条件の定期購入」に変更されている。



③点検商法の相談～本当に必要な点検ですか？～

給湯設備や太陽光発電設備などについて、「点検に来た」と来訪し、「修理しないと危険」などと不安をあおり契約させる手口です。

令和6年度は、118件の相談があり、前年度の3倍を超えました。まずは、点検の要否を確認し、契約をする場合は、複数社から見積もりをとって、検討しましょう。

出典：国民生活センター

④身分詐称(なりすまし)の相談 ～電話の相手は本物ですか？～

裁判所などの公的機関や警察官、通信事業者や電力事業者などの身分を騙って消費者を信用させて金融資産をだまし取ったり、勧誘を行う手口です。

令和6年度の身分詐称に関する相談は133件で、前年度より59件増加しました。

知らない番号からの電話は慎重に対応しましょう。もし、相手が自分の個人情報を知っていたとしても簡単に信用しないようにしましょう。

／受講生大募集／

自宅で学べる 消費生活通信セミナー

期 間 令和7年9月～11月

方 法 ①テキスト「2025年版くらしの豆知識」に沿って学習を進めます。
テキストから出題した演習問題を月1回(全3回)お送りします。
②演習問題の解答とくらしに関する講座への参加(1回以上)
またはレポートの提出を持って修了となります。
※解答用紙は郵送またはWebでの提出となります。

申込方法 受講申込書を下記URLからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、
資料送付代(110円切手9枚)を同封して郵送にてお申込みください。

申込締切 令和7年8月9日(土)

問 合 せ 先 公益社団法人ふくい・くらしの研究所
〒910-0842 福井市開発5-1603

お申込みは
こちらから▶



[TEL] 0776-52-0626 [URL] <http://www.kuranavi.jp/>

※上記セミナー・講座は福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

いきいき消費者フォーラム2025を開催しました!

日 時 令和7年5月31日(土) 11:00～15:30

場 所 AOSSA8階 県民ホール、アトリウム

フォーラムでは、活動発表や体験教室、パネル展などを行いました。また、講演会では、菊地幸夫弁護士を講師としてお迎えしました。実際にあった相談事例や、「耳で買うな目で買え」という特殊詐欺などの被害にあわないためのコツなどを、臨場感あふれる話術を用いて話していただきました。



身近でも起きています ～ふくい消費生活モニターさんからの報告～

- ・取引のない証券会社のサポートチームから、ご本人様確認のメールが届いた。
- ・登録すれば競馬が当たるといった過大な広告を見た。
- ・パソコンに不審なメールが届いた。
- ・自動音声による電力に関する重要なお知らせという電話があった。
怪しいと思いすぐに切った。
- ・+29から始まる電話番号から携帯電話に電話があった。
固定電話は迷惑電話自動ブロックの契約をすることで知らない番号からかかってこなくなった。



などの報告がありました。

消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

7月～9月の開設日

開設時間／14:00～16:00

分野	7月		8月		9月	
弁護士(法律)	1日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター	2日(火)	県消費生活センター
	10日(木)	県嶺南消費生活センター	14日(木)	県嶺南消費生活センター	11日(木)	県嶺南消費生活センター
			20日(水)	あわら市消費者センター (0776-73-8017)		
司法書士(法律)	24日(木)	県嶺南消費生活センター	28日(木)	県嶺南消費生活センター	25日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に
ご相談下さい

消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間／9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

ホームページ

🔍 福井県 消費生活

県消費生活センターHP



フェイスブック

県消費生活センター
Facebook



メールで相談の
受付ができます！

県消費生活センターHP
[消費生活メール相談]



消費者ホットライン

局番なし

い や や
188

福井県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

情報誌に関するアンケートを実施しています



- ① スマートフォンでカメラを起動します。
- ② カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- ③ 表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◀◀◀◀ アンケートはこちらから ぜひ、ご意見をよろしくお願いいたします。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎ 0776-20-0287 FAX 0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてください。

発行日／令和7年7月